

仕様書

1. 件名

令和7年度長崎港湾・空港整備事務所庁舎舗装工事外1件

2. 工事概要

本工事は、長崎港湾・空港整備事務所庁舎の舗装工事及び非常用発電設備建屋内の照明器具取替を行うものである。

3. 施工場所

長崎市小ヶ倉町3丁目76-72 長崎港湾・空港整備事務所 庁舎
工事内容毎の施工箇所は別添図に示す箇所とする。

4. 工期

契約締結から令和8年1月19日まで。

施工日時については、当局職員と調整のうえ実施するものとする。

5. 工事内容

工事名称	規格・形状	単位	数量	備考
長崎港湾・空港整備事務所庁舎舗装工事外1件				
舗装工事	アスファルト舗装	m2	22	敷地
照明器具取替	LED天井直付型40形 器具本体 Panasonic NNF41221CLE9	台	2	非常用発電 設備建屋内
	LED40形 ランプ Panasonic LDL40SN2938K	本	2	〃
	LED天井直付型40形 器具本体 Panasonic NNF42221KLE9	台	3	〃
	LED40形 ランプ Panasonic LDL40SN2938K	本	6	〃

※照明器具取替については、既存蛍光灯器具を、上記LED器具へ取り替えるものとする。

6. 工事仕様

- (1) 受注者は、本仕様書記載の工事を工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとする。
- (2) 仮設、作業方法その他工事を完成するために必要な一切の手段については、本仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
- (3) 作業工程、作業方法について、事前に当局職員と調整を行うものとする。
- (4) 本仕様書に部材の例示がある場合は、例示する製品又はこれと同等品以上の製品を使用するものとする。この場合において、例示品以外の製品を使用するときは、事前に当局職員の確認を得るものとする。また、新品を設置するものとし、取扱説明書・保証書等がある場合

は、取扱説明書・保証書等を添付すること。なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。

(5) 関係法令を遵守するものとし、本仕様書に明記のない事項であっても、工事の完成のために当然に必要となるものについては実施するものとし、これに要する費用は請負代金額に含まれるものとする。

(6) 完了後は、作動状況等を確認するものとする。

(7) 本工事により発生する撤去品等の廃棄物については、受注者の責任において適法に処分するものとし、処分費は請負代金額に含むものとする。受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、当局職員にその写しを提出しなければならない。

(8) 現場写真（着手前及び完了後を含む）を撮影し、当局職員に提出するものとする。

7. 検査

本仕様書のとおり履行されたことの確認をもって検査とする。

8. 支払

工事が完成し、検査に合格した後、適法な支払請求書を受領した日から40日以内に銀行振込にて代金を支払うものとする。

9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

(4) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

10. その他

(1) 受注者は、建物及び敷地並びにこれらに所在する一切の物に損傷を与えないよう作業しなければならない。万一、これらに損傷、汚損等の損害を与えたときは、受注者は、発注者の選択により、原状を回復し、又は原状回復に代えて損害を賠償しなければならない。

(2) 受注者は、第三者に損害を与えないよう作業しなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 本仕様書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない等の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、工期の末日までに契約変更を

行うものとする。

- (5) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、当局職員と別途協議するものとする。